

障害者雇用促進法
職業能力開発促進法

労働安全衛生法

障害者総合支援法

介護保険

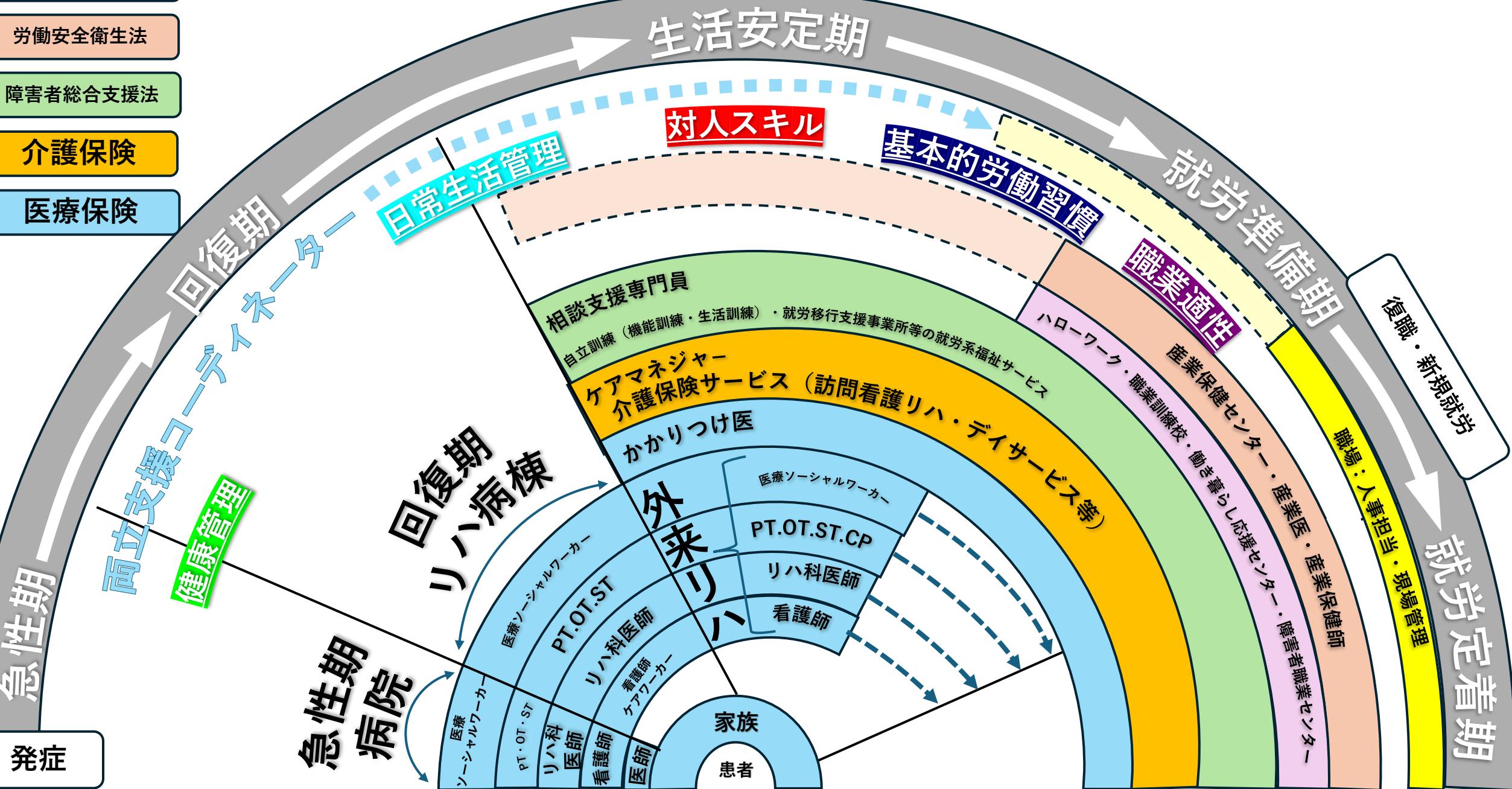
医療保険

回復期

両立支援コーディネーター
健康管理

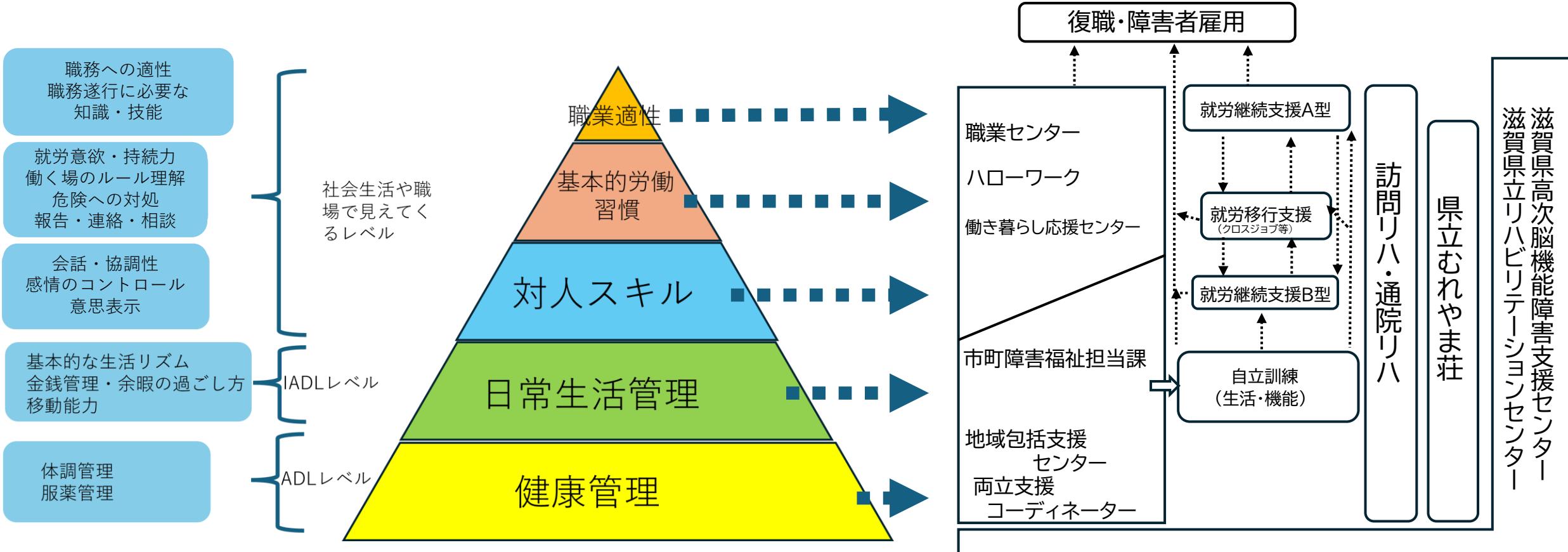
急性期

発症



中途障害者の就労支援

5つの要素は、職種の違いや障害の有無に関係なく、人が働き続けるための基礎的能力



※ご本人が一日でも早く就職や復職をしたいと望んでも、仕事に適した状態まで必ずしも回復していないことがあります。それぞれの状況に応じて、長期的な観点で安定して働くために、相談、準備、就職活動、復職、職場定着など、場面に応じた支援サービスを検討することが大切です。

※このフローチャートは、あくまでもモデルとしての活用となりますので、基本は、ご本人との相談などでアセスメントを十分にしていただき、その上で、ご本人の了解を得ながら進めていただくことが重要です。

【自立訓練（機能訓練）（者）】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。

【自立訓練（生活訓練）（者）】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います。

【就労移行支援（者）】

就労を希望する方で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に対して、
① 生産活動、職場体験等の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、
② 求職活動に関する支援、
③ その適性に応じた職場の開拓、
④ 就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行います。

【就労継続支援 A型（者）】

企業等に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である方に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供および生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

【就労継続支援 B型（者）】

企業等に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である方に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行います。